

「リース取引に関する会計処理について（通知）」に関する実務指針

平成 21 年 1 月 14 日
日本公認会計士協会

目 次

はじめに	1
ファイナンス・リース取引の会計処理	1
1 - 1 具体的な判定基準	1
1 - 2 用語の定義	1
1 - 3 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理	1
1 - 4 利子込み法の重要性の判定計算	3
1 - 5 重要性の計算	3
1 - 6 リース対象資産の減価償却	4
1 - 7 維持管理費用相当額	4
1 - 8 ファイナンス・リース取引の会計処理の具体例	5
注記	8
2 - 1 重要性と注記方法	8
その他	9
3 - 1 収益事業会計との関係	9
適用	9

はじめに

学校法人会計におけるリース取引の会計処理は、従来より所有権移転ファイナンス・リースについては通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理が原則的な方法とされ、一方、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、所定の注記を条件として通常の賃貸借処理に準じた会計処理を行うことができるとされてきた。しかし、学校法人の行うリース取引量が年々増加する傾向にある中で、経済的な実態を的確に計算書類に反映させる必要があるとのことから、文部科学省は、「リース取引に関する会計処理について（通知）」（20 高私参第2号、以下「通知」という。）を平成20年9月11日付けで発出して取扱いを整理した。当該通知を受け、日本公認会計士協会は、通知を実務に適用するに当たっての具体的な指針を本報告に取りまとめた。

ファイナンス・リース取引の会計処理

1 - 1 具体的な判定基準

Q リース取引がファイナンス・リース取引に該当するかどうかの具体的な判定基準にはどのようなものがあるのでしょうか。

A リース取引がファイナンス・リース取引に該当するか否かについては、「通知」2(3)の定義に記載の要件を満たす必要があり、通常、次の要件のいずれかに該当する場合には、ファイナンス・リース取引と判定される。

(1) 現在価値基準

解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を現金購入すると仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上であること

(2) 耐用年数基準

解約不能のリース期間が、当該リース物件の耐用年数の概ね75%以上であること
(ただし、リース物件の特性、耐用年数の長さ、リース物件の中古市場の存在等を勘案すると、(1)の判定結果が90%を大きく下回ることが明らかな場合を除く。)

1 - 2 用語の定義

Q 通知 2用語の定義 (9)利子抜き法の説明では、「～元本返済額部分をもって固定資産価額等とすることをいう。」と示し、また、(10)利子込み法の説明では、「リース料総額をもって固定資産価額等とすることをいう。」と示しています。この「固定資産価額等」の「等」はどのようなものを指しているのでしょうか。

A リース料総額を利子抜き法又は利子込み法によって会計処理するに当たり、元本返済部分又はリース料総額が、固定資産ではなく経費として処理される場合があることを想定しているものである。

1 - 3 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

Q ファイナンス・リース取引の会計処理のうち、「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる」ことについて、次の例で具体的に教えてください。なお、学校法人の採用する固定資産計上基準額は税込みで10万円とします。

- | |
|--|
| <p>(1) リース料総額が9万9千9百円である場合</p> <p>(2) リース期間が11ヶ月である場合</p> <p>(3) リース期間は1年を超えており、リース契約金額は400万円、その内訳が教育研究用機器備品1台当たりのリース料総額9万円のもの30台と、車輛1台当たりのリース料総額130万円のもの1台である場合</p> |
|--|

A

(1) リース料総額9万9千9百円は、学校法人の採用する固定資産計上基準額10万円未満であることから、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。この場合のファイナンス・リース取引は所有権移転の有無を問わないが、リース物件が少額重要資産の場合は除かれる。

(2) リース期間11ヶ月は、「リース期間が1年以内」であることから、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。

(3) 所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リース取引のそれぞれについて示すと以下のとおりである。

所有権移転ファイナンス・リースの場合

リース期間が1年を超えているため、リース料総額が学校法人の採用する固定資産計上基準額未満かどうかで判定する。

また、リース料総額が学校法人の採用する固定資産計上基準額未満であるか否かの判定は、リース契約に複数の単位のリース物件が含まれる場合には、当該契約に含まれる物件の単位ごとに適用する。

教育研究用機器備品9万円×30台=270万円は、総額としては学校法人の採用する固定資産計上基準額10万円を超えているが、当該契約に含まれる物件単位ごとに判定すると、教育研究用機器備品9万円は10万円未満である。したがって、教育研究用機器備品9万円×30台=270万円は通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。一方、車輛130万円は10万円以上であることから、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことはできない。

所有権移転外ファイナンス・リースの場合

に示した判定に加え、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下であるか否かも判定基準となり、いずれかに該当すれば通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。なお、「リース契約1件」とは、契約書1通ごとを意味する。また、1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又はその他の固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができる。

リース契約1件400万円は、「リース契約1件当たりのリース料総額が300万円」を超えているため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことはできないようにも考えられる。しかし、当該400万円の内訳は、教育研究用機器備品と車輛という異なる科目の有形固定資産が含まれているので、科目ごとに合計金額を算出すると、教育研究用機器備品は270万円、車輛は130万円となり、それぞれ300万円未

満となることから、結果として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。

なお、分割することに合理性が認められないリース取引を分割して契約した場合を除く。

1 - 4 利子込み法の重要性の判定計算

Q 利子込み法の重要性の判定計算は以下のように思います、

$$\frac{\text{未経過リース料の期末残高}}{\text{未経過リース料の期末残高} + \text{有形固定資産及びその他の固定資産の期末残高}} < 10\%$$

利子込み法により処理した場合におけるファイナンス・リース取引に係るリース対象資産に係るものを除く。

(1) 計算式の未経過リース料の期末残高として含まれるものは何ですか。
(2) 計算式のその他の固定資産にはどのような科目が該当するのですか。
(3) 計算式の有形固定資産及びその他の固定資産の期末残高から、利子込み法により処理した場合のファイナンス・リース取引に係るリース対象資産を除くのはなぜですか。
(4) 年度末に利子込み法の重要性の判定計算が 10%を超えた場合、当該年度に固定資産計上を行ったリース対象資産について、すべて利子抜き法を採用する必要がありますか。

A

- (1) リース取引開始日が平成 21 年 4 月 1 日以降のすべてのリース取引の未経過リース料の期末残高のうち、利子込み法により固定資産に計上されている未経過リース料のみが該当する。
- (2) 計算式のその他の固定資産については、ソフトウェア、借地権、電話加入権、施設利用権等いわゆる企業会計でいう無形固定資産が該当することになる。
- (3) 有形固定資産及びその他の固定資産の期末残高には、既に利子込み法により固定資産に計上されているリース対象資産の期末残高が含まれていることから、当該期末残高と利子込み法により固定資産計上されているリース対象資産の未経過リース料の期末残高とが分母に重複して算入されることを避けるためである。
- (4) 年度中は利子込み法により固定資産計上を行い、年度末の重要性の判定に際し 10%以上となった場合は、まず、そのうち一部のリース対象資産のみを利子抜き法により処理を行い、その後再び判定計算を行った結果が 10%未満となれば、それ以外のリース対象資産については利子込み法による処理を行うことができる。なお、当該年度に固定資産計上を行ったリース対象資産すべてを利子抜き法により処理を行っても 10%を超える場合であっても、過年度のものについてまで利子抜き法により処理し直す必要はない。

1 - 5 重要性の計算

Q 通知 3 (1) アの「リース対象資産」の項においては、「リース対象資産の総額に重要性が乏しいと認められる場合には、リース料総額をもって固定資産価額とする利子込み法により処理することもできる」としています。当校の当年度末の状況は以下に示すとおりですが、重要性の計算はどのようにすべきでしょうか。

有形固定資産：9,000

その他の固定資産（有価証券、収益事業元入金、長期貸付金、引当特定資産等を除く）：

3,000

平成 21 年 4 月 1 日以降契約の全ファイナンス・リース取引の未経過リース料の期末残高：2,000

のうち、個々のファイナンス・リース資産のリース料総額が、学校法人の採用する固定資産計上基準未満の資産に係るもの：100

のうち、リース期間が一年以内の資産に係るもの：100

のうち、個々のリース契約のリース料総額が 300 万円以下の資産に係るもの（ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に限る）：400

のうち、利子抜き法により固定資産に計上したファイナンス・リース資産に係るもの：300

のうち、一括して経費処理したもの：100

のうち、利子込み法により処理した場合におけるファイナンス・リース資産に係るもの：1,000

(注) ~ については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しているものとする。

A

(計算式)

$$\frac{\text{未経過リース料の期末残高}}{\text{未経過リース料の期末残高} + \text{有形固定資産及びその他の固定資産の期末残高}}$$
$$\frac{(2,000 - 100 - 100 - 400 - 300 - 100)}{(2,000 - 100 - 100 - 400 - 300 - 100) + (9,000 + 3,000 - 1,000)}$$

= 8.33% < 10%

上記の結果、利子込み法によって会計処理することができる。

1 - 6 リース対象資産の減価償却

Q 減価償却計算において簡便法を採用した場合、減価償却累計額控除後の帳簿価額とリースに関する未払金の残高が不一致となりますが問題はありませんか。

A 通知は、すべてのファイナンス・リース契約を、固定資産の取得と固定資産取得のための資金の借入の2つの側面に分けて捉えていることから、そもそも、固定資産の未償却残高とリースに関する未払金の残高は一致する性格のものではない。

このことは、固定資産の減価償却方法とは別に、リース料総額に含まれる利息相当額の配分について、原則として利息法の適用が定められていることから明らかであり、利息法を適用した場合、固定資産の減価償却を原則法により行っても、固定資産の未償却残高とリースに関する未払金の残高は一致しない。

ただし、簡便法を採用した場合で、通知 3(1) ウの「取得時の会計年度から償却額年額により行う」方法以外を採用した場合、リース料の支払がすべて終了した時点、すなわちリース期間終了時において、リース対象資産に未償却残高があるため、所有権移転外ファイナンス・リース取引において再リースを行わない場合、会計上、除却の処理を行う必要があることに留意する必要がある。

1 - 7 維持管理費用相当額

Q 固定資産取得額を利子抜き法によって計算する場合、リース契約に含まれている維持管

理費用については、どのように取り扱えばよいでしょうか。

A 借手が負担するリース料の中には、通常、リース物件の維持管理に伴う固定資産税、保険料等の諸費用（以下「維持管理費用相当額」という。）が含まれるので、固定資産取得額の算定に当たり、維持管理費用相当額をリース料総額から控除するのが原則である。

しかし、一般的に、契約書等において維持管理費用相当額が明示されない場合が多く、また、当該金額はリース物件の取得価額相当額に比較して重要性が乏しい場合が少なくない。したがって、維持管理費用相当額は、その金額がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合は、リース料総額から控除しないことができる。

なお、リース料総額に通常の保守等の役務提供相当額が含まれる場合、当該役務提供相当額については、維持管理費用相当額に準じて取り扱う。

また、維持管理費用相当額について原則どおり控除した場合には、租税公課や保守料、保険料などは、それらの費用の性格に基づいて、経費として計上することになる。

1 - 8 ファイナンス・リース取引の会計処理の具体例

Q 教育研究用機器備品の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、次の場合はどのような会計処理になるのでしょうか。

- (1) リース期間：5年
- (2) リース料：リース料の総額 60,000（月額 1,000 を毎月末支払い）
- (3) 現金購入価額：50,000
- (4) 追加借入利率：年5%
- (5) 減価償却方法：定額法、耐用年数 10年
- (6) 残存価額：0
- (7) リース取引開始日：X1年4月1日、年度末3月31日

A 設例の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、その会計処理を例示すると次のようになるが、各学校法人のリース取引の実情等に応じ、例示されていない会計処理も適当と判断される場合があることに留意する必要がある。（未払金の長短区分に係る振替仕訳は省略して示している。）

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引か否かについての判定も示すと以下のとおりである。

〔ファイナンス・リース取引の判定〕

現在価値基準による判定

貸手の計算利率が不明なため、借手の追加利率である年5%を用いてリース料総額を現在価値に割り引くと、

$$\begin{aligned} & \frac{1,000}{(1+0.05 \times 1/12)} + \frac{1,000}{(1+0.05 \times 1/12)^2} + \dots \\ & + \frac{1,000}{(1+0.05 \times 1/12)^{60}} = 52,991 \end{aligned}$$

現在価値 52,991 ÷ 見積現金購入価額 50,000 = 106% > 90%

耐用年数基準による判定

解約不能リース期間 5 年 ÷ 耐用年数 10 年 = 50% < 75%

したがって、 により、このリース取引はファイナンス・リース取引に該当する。それ以外の条件も所有権移転ファイナンス・リース取引に該当しないと仮定すれば、このリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する。

[会計処理]

(1) 利息相当額を利息法で会計処理する場合

リース料総額の現在価値より借手の見積現金購入価額の方が低い額であるため、50,000 円が固定資産及び債務の計上価額となる。

この場合の利息相当額の算定に必要な利子率の計算は次のとおりである。

$$\frac{1,000}{(1+r \times 1/12)} + \frac{1,000}{(1+r \times 1/12)^2} + \dots + \frac{1,000}{(1+r \times 1/12)^{60}} = 50,000$$

r=7.420%

未払金の返済スケジュールは次の表のようになる。

回数	返済日	前月末元本	返済合計	元本分	利息分	月末元本
1	X 1.4.30	50,000	1,000	691	309	49,309
2	X 1.5.31	49,309	1,000	695	305	48,614
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
12	X 2.3.31	42,162	1,000	739	261	41,423
13	X 2.4.30	41,423	1,000	744	256	40,679
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
59	X 6.2.28	1,982	1,000	988	12	994
60	X 6.3.31	994	1,000	994	6	-
	合計	-	60,000	50,000	10,000	-

X 1 年 4 月 1 日 (リース取引開始日)

(借) 教育研究用機器備品支出 50,000 (貸) 期末未払金 50,000

X 1 年 4 月 30 日 (第 1 回支払日)

(借) 期末未払金 691 (貸) 現金預金 1,000

(借) 未払金利息支出 309

* 計算は次のとおりである。

利息分 50,000 × 7.420% × 1/12 = 309

元本分 1,000 - 309 = 691

以後も毎月同様な会計処理を行う。

X 2年3月31日(第12回支払日・年度末)			
(借) 期末未払金	739	(貸) 現金預金	1,000
(借) 未払金利息支出	261		
(借) 減価償却額	10,000	(貸) 減価償却累計額	10,000

* 減価償却額はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。

$$50,000 \times 1/5 = 10,000$$

X 2年4月30日(翌年度第1回支払日)			
(借) 前期末未払金支払支出	744	(貸) 現金預金	1,000
(借) 未払金利息支出	256		

以後も毎月同様な会計処理を行う。

X 6年3月31日(最終回の支払とリース物件の返還)			
(借) 前期末未払金支払支出	994	(貸) 現金預金	1,000
(借) 未払金利息支出	6		
(借) 減価償却額	10,000	(貸) 減価償却累計額	10,000
(借) 減価償却累計額	50,000	(貸) 教育研究用機器備品	50,000

(2) 利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分する場合

X 1年4月1日(リース取引開始日)			
(借) 教育研究用機器備品支出	50,000	(貸) 期末未払金	50,000

X 1年4月30日(第1回支払日)			
(借) 期末未払金	834	(貸) 現金預金	1,000
(借) 未払金利息支出	166		

* 利息相当額の総額 10,000 を、リース期間中の各期にわたり定額で配分する。

$$10,000 \times 1/5 \times 1/12 = 166$$

以後も毎月同様な会計処理を行う。

X 2年3月31日(第12回支払日・年度末)			
(借) 期末未払金	834	(貸) 現金預金	1,000
(借) 未払金利息支出	166		
(借) 減価償却額	10,000	(貸) 減価償却累計額	10,000

X 2年4月30日(翌年度第1回支払日)			
(借) 前期末未払金支払支出	834	(貸) 現金預金	1,000
(借) 未払金利息支出	166		

以後も毎月同様な会計処理を行う。

X 6年3月31日(最終回の支払とリース物件の返還)			
(借) 前期末未払金支払支出	834	(貸) 現金預金	1,000
(借) 未払金利息支出	166		
(借) 減価償却額	10,000	(貸) 減価償却累計額	10,000
(借) 減価償却累計額	50,000	(貸) 教育研究用機器備品	50,000

(3) 利子込み法で処理する場合

X 1年4月1日(リース取引開始日)			
--------------------	--	--	--

(借) 教育研究用機器備品支出	60,000	(貸) 期末未払金	60,000
X 1年4月30日(第1回支払日)			
(借) 期末未払金	1,000	(貸) 現金預金	1,000
以後も毎月同様な会計処理を行う。			
X 2年3月31日(第12回支払日・年度末)			
(借) 期末未払金	1,000	(貸) 現金預金	1,000
(借) 減価償却額	12,000	(貸) 減価償却累計額	12,000
* 減価償却額はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。			
$60,000 \times 1/5 = 12,000$			
X 2年4月30日(翌年度第1回支払日)			
(借) 前期末未払金支払支出	1,000	(貸) 現金預金	1,000
以後も毎月同様な会計処理を行う。			
X 6年3月31日(最終回の支払とリース物件の返還)			
(借) 前期末未払金支払支出	1,000	(貸) 現金預金	1,000
(借) 減価償却額	12,000	(貸) 減価償却累計額	12,000
(借) 減価償却累計額	60,000	(貸) 教育研究用機器備品	60,000

注記

2 - 1 重要性と注記方法

Q 注記が必要とされる「リース料総額の合計額に重要性があるとき」の重要性の判断基準はどのようなものですか。また、注記の方法について教えてください。

A リース料総額に重要性がない場合には注記を省略することが認められるが、重要性の判断に当たっては学校法人の規模等を勘案して決定することとなる。規模を勘案するに当たっては、学校法人の資産総額等を考慮することが適当である。

なお、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のもの(ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に限る。)で通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行った取引と、リース取引開始日が平成21年3月31日以前のリース取引で通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行った取引の合計額をもって重要性を検討することに留意する。

注記に当たっては、平成21年4月1日以降に開始したリース取引と平成21年3月31日以前に開始したリース取引とを区分して記載することになるが、重要性があると判断された場合は、当該リース開始日の如何を問わず両者ともそれぞれを区分して記載することが必要となる。

また、平成21年4月1日以降に開始したリース取引の注記においては、リース物件の種類を記載することに留意する必要がある。例えば、リース物件の種類「教育研究用消耗品」には、リース料総額が300万円以下のソフトウェアに関するファイナンス・リース取引で、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行ったリース物件が該当する。

その他

3 - 1 収益事業会計との関係

Q 学校法人会計と収益事業会計における通知の適用関係について教えてください。

A 学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第18号、最終改正平成19年12月25日)第3条第1項によると、私立学校法上の収益事業に係る会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われなければならないとされている。このため、それぞれのリース会計の基準に従って会計処理されることになるが、特に、収益事業会計に適用する企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)は平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用するのに対して、学校法人会計に適用する通知は平成21年4月1日以降のリース取引について適用することとなることに留意が必要である。

適用

本報告は、リース取引開始日が平成21年4月1日以降のリース取引について適用する。なお、リース取引開始日が、平成21年3月31日以前のリース取引については、従来どおり、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができるものとする。

以 上